

## ※5 別表5 産業廃棄物処理施設コード表

	施設名称		コード	
法 十 五 条 施 設	1	汚泥の脱水施設（10m <sup>3</sup> /日超）	01	
	2	汚泥の乾燥施設（10m <sup>3</sup> /日超：天日乾燥施設は100m <sup>3</sup> /日超のものが対象）	02	
	3	汚泥（PCB処理物は除く）の焼却施設（5m <sup>3</sup> /日超又は、200kg/h以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	03	
	4	廃油の油水分離施設（10m <sup>3</sup> /日超）	04	
	5	廃油の焼却施設（1m <sup>3</sup> /日超、若しくは200kg/h以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	05	
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m <sup>3</sup> /日超）	06	
	7	廃プラスチック類の破碎施設（5t/日超）	07	
	8	廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物は除く）の焼却施設（100kg/日超又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上）	08	
	8-2	木くず又はがれき類の破碎施設（5t/日超）	09	
	9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	10	
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	11	
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	12	
	12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	13	
	12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	14	
	13	廃PCB等又はPCB処理物の洗浄施設	15	
	13-2	産業廃棄物の焼却施設（200kg/h以上又は火格子面積2m <sup>2</sup> 以上：前記3、5、8、12に係るものを除く）	16	
14	最終処分場	イ	遮断型（有害産業廃棄物の埋立処分場）	17
		ロ	管理型	18
		ハ	安定型	19
法 十 五 条 施 設 以 外		破碎施設	51	
		焼却施設	52	
		中和施設	53	
		分解施設	54	
		脱水施設	55	
		乾燥施設	56	
		コンクリート固形化施設	57	
		切断施設	58	
		圧縮施設	59	
		蒸留施設	60	
		溶融減容施設	61	
		発酵施設	62	
	法十五条処理施設のいずれにも該当しない施設	99		